

〔鹽尻 四十七〕一布のもかう徒然草を講ずる人古書を不知して妄なる説をなしてまかも夫を秘事とす甚敷笑へきにや

村上院御記曰天曆八年正月八日、母后崩す、二十四日、今朝撤尋常御簾、改懸蘆簾、以鈍色細布爲端帽額、云々、西宮記も又同じさま也、通典に古の帽而額といへる故、帽額は頭の服と計心得るは非也、

もかうは常の簾にも、上の方の端を幅の儘に下を綴つけずして置を云、是はみすもかうなり、殿上昔は翠簾を垂れ、其上に帽額を引き、下に二尺の几帳を立て、もかうときちやうの間を物見にせしとかや、今俗に云水引は、昔の所謂帽額也、帽額の名は、もと首服也、夫をかりて上にある引物をもかうと呼也、扁榜を額といふも、門上に懸るゆへなり、尋常の翠簾には平絹等の帽額也、されば簾の端、及帽額に畫く紋をもつかうといふは、鞆に畫く紋を鞆繪といふに同じ、但紫宸殿大禮の時、御即位大嘗會壁代の上に横に引く、其時の帽額の紋は、獸形也、一ツを執ていふべからず、

〔杜氏通典 五十七〕帽

周成王問周公曰、舜之冠何如焉、曰古之人、上有帽、而勾領也、或云、帽名、猶冠也、義取於加、覆其首、本纒冠、因裁纒爲帽、古者冠下有纒、以繪爲之、後世施幘於

〔有職聞書〕一徒然草に布のもかう、放免のつけもの秘事傳授のよし申候、如何様成ものにて御座候哉、

答野々もかうとは能、相撲などの舞臺のうへに曳申候ものにて候、今の世俗に水曳と申候、宮定基帽額と書てひたひかくしと申候、金襴などにて仕たるを金帽額と申候、白絹へ獅子などを書たるを獸形帽額と書て、まうぎやうのもかうと申候、此もかうを當世水引と申事も誤りにて候、上に張申候をもかうと申、下に張申候を水引と申候、

予小宮山昌世先年京都にて御即位の時見申候、紫宸殿の正面にも、獸形の帽額を張候而見え申